

沿岸広域振興局長告示第38号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和4年5月13日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371100108	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター釜石	釜石市中妻町一丁目12番2号	令和4年4月30日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371100108	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター釜石	釜石市中妻町一丁目12番2号	令和4年4月30日